

悪質・危険な違反をくり返す

自転車運転者の安全講習義務について

・信号無視や通行禁止など交通に危険を生じさせるおそれのある違反（危険行為）を繰り返し行った自転車運転者に「自転車運転講習」の受講が義務付けられています。

・受講命令に従わない場合は「5万円以下の罰金」に処せられます。

（道路交通法108条の2第1項第14号、第108条の3の4及び第120条第1項第17号）

受講対象者

自転車運転者で、危険行為を
3年以内に2回以上繰り返した 14歳以上

公安委員会による受講命令

受講命令に従わない場合 5万円以下の罰金

自転車運転者講習を受講

◎講習内容

- 運転者としての資質向上
- 自転車運転者に必要な知識
- 対象者の違反状況に応じた指導等

◎受講時間 3時間

◎講習手数料 6,000円（標準額）

※自転車運転講習の受講命令の要件となる危険行為 15項目

- ①信号無視（信号機に従わない）
- ②通行禁止違反（「自転車通行止め」の標識がある場所などを通行する）
- ③遮断機が下りた踏切への立ち入り（遮断機が下りているのに無理やり通過しようとする）
- ④一時停止違反（一時停止の標識を無視して通行）
- ⑤歩行者用道路での徐行違反など（歩行者用道路で歩行者の安全を無視して通行する）
- ⑥通行区分違反（車道の右側を通行したり、右側の路側帯を通行する）
- ⑦路側帯での歩行者通行妨害（道路左側の路側帯で歩行者の通行を妨害する）
- ⑧歩道での歩行者妨害（歩行者を優先せず「車道よりを徐行」などのルールを守らない）
- ⑨信号のない交差点で優先車両の進行を妨害（信号機のない交差点における「優先関係を」守らずに通行する）
- ⑩交差点右折時に直進・左折車両の進行を妨害（交差点で右折する際、直進者の進行を妨害する）
- ⑪環状交差点で他の車両の進行を妨害（環状交差点における交通ルールを守らずに通行する）
- ⑫ブレーキのない自転車を運転（ブレーキがなかったり、整備不良でブレーキが利かなかったりする自転車に乗る）
- ⑬飲酒運転（酒に酔った状態で自転車を運転する）
- ⑭安全運転義務違反（携帯電話を操作しながら運転するなど、重大な事故につながる危険がある）
- ⑮妨害運転（幅寄せ、逆走、不必要なブレーキ、進路変更等で他の車両の運転を妨害する）

☆自転車の基本ルールを守ろう！

自転車に関係する事故は、全交通事故の1/4を占めています。
自転車を安全に利用するためには、「危険行為をしない」だけでなく、
基本的な「交通ルールを守る」ことが大切です。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
自転車は「車のなかま」です。歩道と車道の区別があるところでは車道通行が原則です。
※歩道を通行することができる場合（一例）
 - ①道路標識や道路表示で指定された場合
 - ②運転者が13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、身体の不自由な方の場合
 - ③車道や交通の状況からみてもやむを得ない場合 など
- 2 車道は、左側を通行
自転車は、車道の左端に寄って通行しなければなりません。
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
歩道では、歩道の車道寄りをすぐ停止できる速度で通行します。
歩行者の通行を妨げる場合には一時停止しなければなりません。
- 4 安全ルールを守る
○二人乗りは禁止 ○並進は禁止 ○夜間はライトを点灯 ○信号を守る
○交差点での一時停止と安全確認 ○飲酒運転禁止
- 5 子どもはヘルメットを着用
児童・幼児の保護者は、子どもが自転車に乗る際は乗車用ヘルメットを着用させましょう。

○運転者の遵守事項に関する主なルール(千葉県道路交通法施行細則第9条)

罰則 5万円以下の罰金

- 傘差し運転等禁止（傘差し運転等、視野を妨げたり不安定になるような危険な運転を禁止します。）
- 携帯電話等使用禁止（自転車運転中に携帯電話等[携帯音楽機器含む]を手で保持して、通話や操作、表示された画像を注視することを禁止します。）
- ヘッドホン等使用禁止(周囲の音が聞こえないような音量で音楽等を聞きながら運転することを禁止します。)

○自転車保険への加入が義務化されます。

①自転車保険に加入しましょう。

令和4年7月1日から、自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されます。自転車事故で高額な損害賠償請求される事例が多く発生しており、万が一の事故に備えて自転車保険に加入しましょう。

②TSマーク付帯保険

年1回、自転車安全整備店で点検整備(有料)を受けると、そのしるしとしてTSマークが自転車に貼付されます。TSマークには賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった1年間の付帯保険が付いています。